

令和3年御嵩町議会第1回臨時会会議録

1. 招集年月日 令和3年2月3日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和3年2月3日 午前9時00分 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議案第1号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について
 - 議案第2号 御嵩町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第3号 工事請負契約の変更について
 - 議案第4号 工事請負契約の変更について
 - 議案第5号 工事請負契約の変更について
 - 議案第6号 工事請負契約の変更について

議事日程第1号

令和3年2月3日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

議長報告 1件

(1) 閉会中の議員の辞職許可について

町長報告 2件

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 6件

議案第1号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について

議案第2号 御嵩町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第3号 工事請負契約の変更について

議案第4号 工事請負契約の変更について

議案第5号 工事請負契約の変更について

議案第6号 工事請負契約の変更について

日程第5 議案の審議及び採決 6件

議案第1号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について

議案第2号 御嵩町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第3号 工事請負契約の変更について

議案第4号 工事請負契約の変更について

議案第5号 工事請負契約の変更について

議案第6号 工事請負契約の変更について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等
の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 高山 由行

1番 清水 亮太

2番 福井 俊雄

3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 邊 公 夫	副 町 長	寺 本 公 行
教 育 長	高 木 俊 朗	総 務 部 長	須 田 和 男
民 生 部 長	加 藤 暢 彦	建 設 部 長	伊 左 次 一 郎
企 画 調 整 担 当 参 事	中 井 雄 一 郎	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	山 田 徹
総 務 防 災 課 長	各 務 元 規	企 画 課 長	山 田 敏 寛
亜 炭 鉱 廃 坑 対 策 室 長	筒 井 幹 次	税 務 課 長	金 子 文 仁
福 祉 課 長	小 木 曾 昌 文	生 涯 学 習 課 長	古 川 孝

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中 村 治 彦	議 会 事 務 局 書 記	大 脇 敬 之
--------	---------	------------------	---------

開会の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

開会前に議場の皆様をお願いを申し上げます。

去る令和2年12月23日に亡くなられました故加藤保郎さんの御逝去に対し、深く哀悼の意を表すとともに、謹んで同僚議員の御冥福を祈り、ここに追悼文を読み上げ、その後、黙禱をささげたいと思いますのでよろしく申し上げます。

なお、追悼文中、「加藤議員」という言葉を使っておりますが、亡くなる少し前に議員辞職しておりますので、おかしいかも分かりませんが、あえて使わせていただきますので、私の心情をおはかりいただき、お許しくさいますようお願い申し上げます。

この議場でまさか私が故加藤保郎議員に対し追悼の辞を申し上げることになるとは全く夢想だにせず、無念という言葉以外思い浮かびません。

昨年、年頭に病を得て治療を始めたことは、議長である私に報告がありましたので承知はしておりましたが、人一倍健康に気を遣い、しっかりと体のケアをしていた方でしたので、病魔をはね返し、また議会に復帰されることを信じておりましたので、昨年末の訃報に接し、まさか、うそだ、何かの間違いであってくれと、すぐにはあなたの死を受け止めることはできませんでした。

今はもう、あの私たち議員をリードしてくださる加藤議員に再び接することができないことは、私個人もですが、御嵩町議会としましても痛恨の極みであり、ここに謹んで哀悼の意を表します。

あなたは、民間企業に2年ほど勤められ、その後、御嵩町役場に奉職され、企画、財政を中心に定年まで大過なく勤め上げ、教育参事という要職で定年を迎えられたと聞いております。そして定年後の平成23年、御嵩町議会議員に初当選され、以来、連続3回当選されたことは、地元である顔戸区はもちろんのこと、全町民からの信頼が厚かったことを物語っています。

私も加藤議員と同じ平成23年に初当選しておりますので、約10年間、同じ釜の飯を食ってきたということになります。この議場におります山田儀雄議員も安藤雅子議員も同期であります。初当選させていただいたときには、6人の同期議員がおりましたが、加藤議員がいなくなった今は3人になってしまい、寂しい気持ちでいっぱいです。

同期議員のリーダー的存在であったあなたは、1期目の3年目と4年目で議長の要職に就かれ、議会をリードしていただきました。2期目には、財政への強みを生かし、議選監査委員を4年間、行財政に対し目を光らせていただきました。そして3期目、現在ですが、一昨年7月

に私が議長になったとき、議長経験者である加藤議員には大変失礼でしたが、いろいろな面で私に、そして議会に対しアドバイスが欲しいからと副議長として近くでサポートをお願いし、その任にぜひにと就いていただきました。

また、2期目には約3年間をかけて加藤議員がプロジェクトリーダーとなり、御嵩町議会基本条例を成立させました。私が議員になったときからの夢であった基本条例制定は、制定プロジェクト設立よりリーダーである加藤議員なくして条例制定はなかったものと思っています。本当に感謝しています。

私の議長職の間にこの基本条例に魂を入れることが、私が議長立候補のときのマニフェストでしたけれど、このコロナ禍、意識下にはありますが思うようには進んではいません。

この年賀状であります、平成31年に私に送っていただいたものです。この中に、私にいただいた言葉「討議・討論・議論を楽しみましょう」、その言葉は、その年の3月議会で議決し、施行になる基本条例の一番の肝になる部分を私に教えていただいたと改めてこの正月に読み返しました。

合議制である議会の決定は、全てにおいて討議・討論・議論を尽くした結果出るものだというのを改めて心に刻み、加藤プロジェクトリーダーとともに議員全員で全霊をかけてつくり上げた議会基本条例を生かせるようにしていきます。

議会内での議論伯仲の折、過去の論点整理の中から出てくるあなたの発言は、議論を後戻りさせない説得力があり、ほかの議員も納得させるだけの根拠がありました。そんな加藤議員と討議・討論・議論が再びできない現実は、なかなか受け止めることができず、万感胸に迫るものがありますが、あなたのやり残したことは、今後この11人で少しでもできるよう努力するつもりですので、ぜひ見守ってください。

最後になりますが、加藤議員のこれまでの御功績と御遺徳をしのび、謹んで哀悼の意を表し、御冥福をお祈り申し上げますとともに、天にありましても御嵩町議会の成長と本町発展を見届けていただけるようお願いいたしまして、追悼の辞といたします。

御清聴ありがとうございました。

それでは、故加藤議員に黙祷をささげたいと思いますので、皆様、御起立をお願いします。
黙祷。

[黙 祷]

黙祷を終わります。

御着席ください。ありがとうございました。

奥様と御子息様も傍聴ありがとうございました。

それでは、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は 11 名で、定足数に達しております。したがって、令和 3 年御嵩町議会第 1 回臨時会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですのでお願いします。

招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

令和 3 年の臨時議会、早朝より御参集いただきまして誠にありがとうございます。

朝の挨拶で言おうかなと思っていたことは、今、加藤議員の逝去された関係での弔辞が読まれました。哀悼の意を込めてお読みになりました。

私も町長になった際、加藤参事が教育長代理までお務めになっていた、その状態でありました。町長になりまして最初の仕事は、加藤参事を少しでも楽にしてあげないと、これは幾ら何でも気の毒だということで、教育長をいかに早く決めるかということでもありました。幸い適任者がお見えになってお願いすることができたということで、教育参事に専念していただくことができるようになりました。

先ほど議長がおっしゃいましたが、1 期目の 3 年目、4 年目で議長を務められました。町長室にも何度も足を運んでくれましたので、最後に送り出すときに私はこう言いました。たとえ 1 期目であろうと加藤さん、あんたは次元が違うんだから、役職が何が来ても遠慮する必要はないよ。誰よりもしっかりできるはずだということで、絶対に遠慮しないように、来たものは受けてくださいよということを言って送り出した記憶があります。しっかりと議長を務めていただけたなど、改めて思い出しているところであります。

本当に寂しいことではありますけれど、加藤議員がおられるような議会のレベルをこれからも継続して磨き上げていっていただきたいと思うばかりであります。

本日の臨時議会に上程させていただきます議案は、補正予算、そして条例の改正、契約の変更 4 件ということで、計 6 件であります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 奥村悟君、5番 安藤信治君の2名を指名します。

会期の決定

議長（高山由行君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、1月29日に行いました議会運営委員会で本日1日と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日2月3日の1日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（高山由行君）

日程第3、諸般の報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

(1)閉会中の議員の辞職許可について。

以上の1件、議長報告とさせていただきます。

続いて、町長報告を行います。

報告第1号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

報告第1号 専決処分の報告について御説明いたします。

諸般の報告1ページをお願いいたします。

車両事故による損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年12月3日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分の内容は、事故発生日時、令和2年9月9日水曜日、午後3時25分頃。

事故発生場所は、可児市瀬田847番地1。

損害賠償の相手方の住所及び氏名は、記載のとおりでございます。

事故の概要は、店舗駐車場から可児市道へ進入する際、左右の確認を怠り、公用車右前部と

相手車両の左後部が接触したものであります。

損害賠償額は、4万9,260円です。

今回の事故は、落ち着いて左右確認すれば防げたと考えられ、職員の運転について、時間に余裕を持って運転することなど、再度安全運転に対する注意喚起を行ってまいります。

以上で報告の説明を終わります。

議長（高山由行君）

報告第2号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

生涯学習課長 古川孝君。

生涯学習課長（古川 孝君）

それでは、報告第2号 専決処分の報告について説明させていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告させていただくものであります。

専決処分の内容としましては、令和2年御嵩町議会第6回臨時会で議決された工事請負契約の一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年12月24日付で専決処分をしたものであります。

契約の目的としましては、中公民館の空調設備改修工事。契約の金額は、4,829万円を4,967万8,860円に変更しました。138万8,860円の増額です。変更の理由としましては、冷媒配管のルート変更、屋上防水補修工事等を実施しております。契約の相手方は、岐阜県可児市川合2749番地9、市原産業株式会社、代表取締役 市原俊享です。

3ページには、工事請負変更契約書の写しが添付してありますのでお目通しください。

以上で、専決処分の報告についての説明を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本臨時会に提出されました議案第1号から議案第6号までの6件を議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件6件を議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第1号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 各務元規君。

総務防災課長（各務元規君）

それでは、議案第1号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について説明申し上げます。

補正予算書つづり、ピンク色の令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）の表紙をおめくりいただき、1ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に7,740万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を132億3,541万9,000円とする旨、規定しています。

初めに、歳入の補正について説明いたしますので、6ページをお開きください。

歳入です。

款14 国庫支出金は、産後ケア事業に係る母子保健衛生費補助金として8万2,000円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として195万9,000円の増額です。

款17 寄附金のふるさとみたく応援寄附金は、見込みにより5,000万円を増額。

款18 繰入金の財政調整基金繰入金は、本補正予算の財源調整により2,286万2,000円の繰入れ増。

款20 諸収入の節09 災害復旧費雑入は、長瀬洞地区で発生した特定鉱害復旧に係る岐阜県産業経済振興センターからの特定鉱害復旧事業負担金として250万円の増額です。

7ページをお願いいたします。

歳出となります。

款02 総務費の目01 一般管理費は、ふるさとみたく応援寄附金の増加見込みにより返礼品経費など報償費、役務費、使用料及び賃借料合わせて2,240万8,000円の増額。

目16 基金費は、歳入と同額のふるさとみたく応援寄附金を基金に積み立てるもので、5,000万円の増額です。

目17 新型コロナウイルス感染症対策費は、確定申告時における感染症対策人員が必要なことから、報酬、費用弁償合わせて36万7,000円の増額。

款04 衛生費の目02 予防費は、全て新型コロナウイルスワクチン接種体制を確保するための事業費で、看護師の人件費をはじめ、システム改修の委託料や事務経費となる需用費など合わせて196万3,000円を増額しております。

目03 母子保健費は、産後ケア事業に必要な小型LED照明灯の購入費として16万5,000円の増額。

8ページの款11 災害復旧費の目01 特定鉱害復旧費は、長瀬洞地区の陥没復旧の際に必要な動産の移転費用として250万円を増額しております。

最後に9ページには、会計年度任用職員の補正がありましたので、給与費明細書を掲載しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第2号 御嵩町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

福祉課長 小木曾昌文君。

福祉課長（小木曾昌文君）

議案第2号 御嵩町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案つづりは2ページですが、説明は資料にて行いますので、資料つづりの1ページをお開きください。

改正の趣旨としまして、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が施行されたことを受けまして、関係部分の改正を行うものであります。

改正の趣旨としまして、1. 医療機関において資格確認の方法といたしまして、現在、医療機関において受診する際、健康保険証である被保険者証を窓口に提示し資格確認を受けておりますが、これに加えまして改正後にありますとおり、電子資格確認、いわゆる個人番号カードによるオンラインにて資格確認を行うことができることとなったため、その文言を加えるものであります。その際、福祉医療費受給者証の提示をすることについては、これまでどおり変わりありません。

施行日は、電子資格確認の運用が令和3年3月から開始されることとなるため、令和3年3月1日としております。

2ページには、改正に伴う新旧対照表を掲載しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

議長（高山由行君）

議案第3号 工事請負契約の変更について、議案第4号 工事請負契約の変更について、議案第5号 工事請負契約の変更について、議案第6号 工事請負契約の変更について、以上4件、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 筒井幹次君。

亜炭鉱廃坑対策室長（筒井幹次君）

おはようございます。

それでは初めに、議案第3号 工事請負契約の変更について説明させていただきます。

議案つづりの3ページをお願いいたします。

令和2年御嵩町議会第1回定例会（議案第27号）で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的は、平成30年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業第1期②防災工事です。2. 契約の金額、16億9,824万1,660円を16億3,690万5,620円に変更するものです。3. 変更の理由は、工事内容の精査による減額です。4. 契約の相手方は、飛島・天野特定建設工事共同企業体です。

続いて、資料つづりの3ページ、4ページをお願いいたします。

工事請負仮変更契約書の写しを添付しております。

工事内容と請負代金額を変更する仮契約を令和3年1月25日に締結しております。

続いて、5ページをお願いいたします。

工事の施工区域を示した図面を掲載しております。

施工箇所は、中地内西田の一带です。

この第1期②防災工事は、今月19日までの工期で工事を進めておりましたが、充填作業が完了し、各数量とも確定してまいりましたので、工事請負代金の精算に向け、変更契約を締結するものであります。

工事概要としましては、右下の枠内に各工種の変更前、変更後の数量が掲載してありますので、御確認をお願いいたします。

以上、議案第3号 工事請負契約の変更についての説明とさせていただきます。

引き続き、議案第4号に移らせていただきます。

議案つづりに戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。

議案第4号 工事請負契約の変更についてです。

令和2年御嵩町議会第4回臨時会（議案第65号）で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的、平成30年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業第4期防災工事です。2. 契約の金額、13億4,222万5,880円を14億4,265万5,040円に変更するものです。3. 変更の理由は、工事内容の精査による増額です。4. 契約の相手方は、徳倉・御嵩重機特定建設工事共同企業体です。

続いて、資料つづりの6ページをお願いいたします。

工事請負仮変更契約書の写しをこの6ページから次の7ページに添付しております。

工事内容と請負代金額を変更する仮契約を令和3年1月25日に締結しております。

続いて、8ページをお願いいたします。

工事の施工区域を示した図面を掲載しております。

施工箇所は、顔戸地内国道21号から北側の一带と、あゆみ館北側の中地内長瀬地区の一部の区域です。

この第4期防災工事につきましても、今年19日までの工期で工事を進めてまいりましたが、充填作業が完了し、各数量とも確定してまいりましたので、工事請負代金の精算に向け、変更契約を締結するものであります。

工事概要としましては、右下の枠内に各工種の変更前、変更後の数量を掲載してありますので、御確認をお願いいたします。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第5号に移らせていただきます。

議案つづりに戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。

議案第5号 工事請負契約の変更についてです。

令和2年御嵩町議会第6回臨時会（議案第81号）で議決されました工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的、令和元年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業第5-3-1期防災工事です。2. 契約の金額、6億8,671万3,500円を6億2,309万8,300円に変更するものです。3. 変更の理由は、工事内容の精査による減額です。4. 契約の相手方は、徳倉・御嵩重機特定建設工事共同企業体です。

続いて、資料つづりの9ページ、10ページをお願いいたします。

工事請負仮変更契約書の写しを添付しております。

工事内容と請負代金額を変更する仮契約を令和3年1月25日に締結しております。

続いて、11ページをお願いいたします。

工事の施工区域を示した図面を掲載しております。

施工箇所は、中地内長瀬地区の私有地です。

この5-3-1期防災工事につきましても、今年19日までの工事を進めてまいりましたが、充填作業が完了し、各数量とも確定してまいりましたので、工事請負代金の精算に向け、変更契約を締結するものであります。

工事概要としましては、右下の枠内に各工種の変更前、変更後の数量が掲載してありますので、御確認をお願いいたします。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。

それでは、最後の議案第6号に移らせていただきます。

議案つづりに戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

議案第6号 工事請負契約の変更についてです。

令和2年御嵩町議会第5回臨時会（議案第78号）で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的、令和元年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業第5-3-3期防災工事です。2. 契約の金額、7億9,575万5,400万円を8億6,734万2,300円に変更するものです。3. 変更の理由は、工事内容の精査による増額です。4. 契約の相手方は、飛島・本州緑化特定建設工事共同企業体です。

続いて、資料つづりの12ページをお願いいたします。

工事請負仮変更契約書の写しをこの12ページから13ページに添付しております。

工事内容と工事請負代金額を変更する仮契約を同じく令和3年1月25日に締結しております。

続いて、14ページをお願いいたします。

工事の区域を示した図面を掲載しております。

施工箇所は、あゆみ館北側から主要地方道多治見・白川線までの顔戸及び長瀬地内の民有地です。

この5-3-3期防災工事につきましても、今月19日までの工期で工事を進めておりましたが、図面右下の施工区域におきまして想定を上回る空洞が確認されたことから、想定される充填量の増加に伴い、増額変更するものであります。

なお、これに伴いまして、工事期間を本年3月8日まで延長することとしております。

工事概要としましては、左下の枠内に各工種の変更前、変更後の数量が掲載してありますので、御確認をお願いいたします。

以上、工事請負契約の変更についての議案4件について説明をさせていただきました。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は9時50分といたします。

午前9時34分 休憩

午前9時50分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第1号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

補正予算書の7ページの保健衛生費の予防費について、コロナのワクチン接種費用についてお尋ねいたします。

今回195万9,000円というような金額が上がっておりますけれども、一昨日、2月1日ですかね、可児市のほうでも補正予算の臨時議会が実施されたようですが、5億8,800万円という金額が可児市の場合には出ておりましたけど、御嵩町においては、それと比較といたしますか、どういったことでこれだけの頭出しと言われればそうかもしれないんですが、費用的にこれだけ少ない金額ということは、今後どのような形で予算を見積もってみえるかということと、もう既に2月から医療従事者の方とかは始まってくるわけですけど、そういった方に対しては、町としてその接種券を配るといのは65歳以上の方からの話なのか、その辺のちょっと振り分けと説明いただきたいと思います。

あと、相談体制みたいな形で看護師さんを1名ということで会計年度任用職員、看護師というふうに言われましたが、この方の役割といたしましては、相談体制の受ける方になるのか、どういった役割を持った方であるかということをお教えいただきたいと思います。

あと、もう一点すみません、こういったことを周知されるのは、どんなような形で町民に対しての周知をされるかということをお伺いしたいと思います。

議長（高山由行君）

福祉課長 小木曾昌文君。

福祉課長（小木曾昌文君）

ただいまの大沢議員の質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、額的に少ないのではないかと、今後の見通しというお話であります。

大沢議員もおっしゃりましたとおり、今回は頭出しということで、国の予備費に対応するものとして上げさせていただきました。国のほうとしましても、第3次補正予算が組み立ててみ

える中で、それぞれに対応するものとして3月の定例会に出す予定にしております。

今回、補正予算7ページを見ていただきますと、例えばシステムの改修費だとかワクチンの接種券の作成というところがあります。今回、3月に出す予定としましては、具体的に65歳以上の方々への接種券の配付、郵送だとか、もう少し具体的に町民の皆様アクションを起こすためということで、規模的にはもっと格段な額になる予定にしておりますので、3月のときにはまた改めて説明させていただきたいというふうに思います。

それから、接種券の医療者に対してのお話かと思えます。

先ほど申しましたように、65歳以上に3月中旬以降に接種券を配付いたします。当然それ以降となりますので、医療従事者に対しては、接種券は2月中旬以降と、始まるとするならば渡りません。これにつきましては、県のほうで調整をしてみえる中で、接種券がなくても医療機関で接種ができるというふうになります。

後日、一般となったときにはその方にも接種券はいくこととなりますが、その辺は御自分で判断していただいて破棄するということとなりますので、よろしくをお願いします。

あと、補正予算7ページの会計年度任用職員の看護師の点ですが、2名を予定しております。当然いろんな、皆さん初めてのワクチン接種ですので、不安や疑問があるかと思えますので、相談体制を組むという意味で看護師をつけていきたいというふうに考えておりますし、その辺の不安やいろいろとお問合せもあるかと思えますので、そういったことに対して対応していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひいたします。以上であります。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

3月の定例会でまたきちっと詳しくということでありまして、分かりましたけど、この相談体制、看護師2名ということですが、物すごい少ない金額だと思うんですけど、これ期間はどうくらい看護師さんの採用を予定されているんでしょうか。

議長（高山由行君）

福祉課長 小木曾昌文君。

福祉課長（小木曾昌文君）

今回は、3月の定例会に対応するための予算であります。先ほども言いましたとおり、3月の定例会の際には年間を通じた形での上程を予定しておりますのでよろしくお願ひいたします。

議長（高山由行君）

そのほか、質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

ただいまの質問の関連でありますけれども、この接種券というのは、いわゆる町のほうから各個人に対して、対象者に対してその接種券を作成して送付するという形のものなんですか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（高山由行君）

福祉課長 小木曾昌文君。

福祉課長（小木曾昌文君）

谷口議員の質問にお答えさせていただきます。

今回、接種に関する費用は全て国が持ちますので無料となります。そういった意味でも、接種券を各個人に全て配付をさせていただいて、その接種券を接種会場にお持ちになられて接種を受けていただくと。

全員協議会でも説明させていただきましたが、2回、基本的には受けていただくこととなりますので、その中の接種券は2回受けるような形になっておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

これは送付を伴うということであると、確実に相手方に到達するかどうかという、その確認行為というのはどういう形で取られるかということが大事なと思うんですが、その点と、これはなぜかということ、昨年の3月のいわゆるコロナ対策事業の中で、65歳以上1人1,000円券というのを支給した制度があります。この中で、令和3年1月31日までにしようということこの制度は終わりました。ところが、その後とその前後含めて、有線でかなり告知がされたんですが、私はもらっておらんとか来ておらんという声は実は私どものほうに届いておりました。それで、一度これは確認でありますけれども、その交付券であれ、今度の接種券であれ、これはもう確実に行政行為としてはかなり慎重にやっておっていただいておりますが、特に交付券に関しては、これは一応金券でありますので、郵送の場合に必ず相手方の受領したという印を本来は確認を取らないかんと思うんですが、これはあくまでも郵送という形で到達主義という形で、郵送すればそれでいいんだというようなことがもしあるとするなら、改めて

また同じような問題が起こる可能性があるんですが、そういうところのチェック機能というのはどういう形で取られるのか、ちょっとお話いただければありがたいと思います。

議長（高山由行君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

ちょっとコロナの接種券から離れたと思いますけれども、らくだネットのことかなと推察しますけれども、令和3年1月いっぱいまではらくだネットということで配送したと。その確認事項はということで、当然担当としてもしっかり確認しておきますので、そういった届いていないという声がありましたら、また担当のほうに届けていただければと思っています。担当としてもしっかりと確認していきますので、よろしくお願いします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

今の副町長の答弁、非常によく分かりますし、それを確認していただけるということはあるがたいと思います。

それで、私どものほうに届いておる声に関しては、直接役場の担当者のほうへ問合せをしたという話であります。ですから、担当の課のほうは、誰から話が来たかというのは分かっているかと思っておりますので、もらった、もらわなんだというのは、これは非常に難しい話なので何とも言えませんけれども、ただ、公的に必要なものを配付をする場合に、確実にそこに到達したかどうか、例えば現金封筒ですと必ずその配達員が印鑑をもらって受領書というのがあるんですね。そこまでの機能が本当に必要かどうかは分かりませんが、それに近い状態というのは、今後いろんな形で行政行為としては取っていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、この件に関しては、今、副町長の説明の範囲で何とか確認が取れるんじゃないかというふうに思いますので、これについては終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

そのほか、質疑ありませんか。

よろしかったですか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑もないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第2号 御嵩町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号 御嵩町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第3号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号 工事請負契約の変更について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第4号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号 工事請負契約の変更について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続いて、議案第5号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号 工事請負契約の変更について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第6号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号 工事請負契約の変更について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（高山由行君）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題といたしました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（高山由行君）

以上で本臨時会に提出されました案件は終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは提案させていただきました6件の議案について議了していただきましたこと、心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

冒頭お話ししようと思っていたことではありますが、昨日、正式に総理から緊急事態宣言の1か月間の延長が発表されました。3月7日までということ、非常に皆さんには自粛を強いることになるわけですが、11都府県であったものが栃木県だけ外れて、岐阜県もその10都府県の中に入っております。

以前、何かで読んだ気がしますが、どうもこれは東京を中心に3県は同じようなペースで考えて、愛知県と岐阜県はワンセットで、関西の大阪、京都、兵庫も同じくワンセットと。どこかが外れるということはないだろうというようなことが言われておりました。私も実はそのとおりだと思っています。岐阜県の発生者というのは、感染者というのは、やはり当初は名古屋由来というものが非常に多かったのではないのかなということを思います。本町でも近隣の市町からの感染者ということになっていきますので、人の多いところがやっぱり感染率が高いというのも事実かと思っておりますので、ある程度エリアを広げての一貫した緊急事態状態というのは続けていかなければならないというふうに思っております。

御嵩町は、現段階では30人の感染者を出しておりますが、そのほぼ全てにおいては、それ

以上拡散していないというのも事実でありますし、おおむね感染経路が分かっているところばかりです。

正直言いまして、毎日毎日、私は午後2時、3時頃からひよっとするぞということで、夜の9時頃までは自分の電話を離さないというようなことにして生活をしております。午後になると本当に嫌な気分が電話が鳴らないように祈っていると。全て情報は大した情報は入ってきません。年代と性別、このくらいしか分からないんですが、保育園児である、幼稚園児である、児童である、生徒であるという中学校までの子がいると、やはり関係者はかなりの準備をしなきゃいけないということになりますので、本当に毎日毎日緊張した日を送っている状態です。何とか、今言われているようにワクチンが早く接種できるような状態にしていきたいと。こここのところワクチンに対しても、マスコミもかなり危険とかいろんなネガティブな情報ばかりでしたが、最近はどうもやっぱり打ったほうがいいんじゃないのかという声がメディアのほうからもよく上がってきているという感覚で聞いております。これは自分で決めることですので、自分で決めた上で接種かどうか行えばいいと思っています。

行政としては、確実に希望した方に早くというわけにはいきませんが、冷蔵庫がいつ入ってくるのか、本当にワクチンは入ってくるのかというまだ不確定要素が一番根っこの部分というか中心の部分で片づいておりませんので、どんな状況になろうと一定期間の枠をつくって、それが早まった、収まったとしても対応できるようにということで担当の者には言っているところであります。

そんな苦しい中、岐阜県知事選挙が行われ、新しい選挙の形みたいなのが見えたのかなとは思っておりますけれど、現古田知事が再選をされました。岐阜県史上、初めて5期目ということになりました。

世の中、安定しないときには、新しいものを見ていこうという人が多くなっていくわけですが、まさにコロナ禍というのはそういう状況でもありましたけれど、やはり安定的な対策をしてもらうことが大切だと考えた方が非常に多かったのではないのかなというふうに思います。

御嵩にとって今、4件の契約の変更のお願いを認めていただきましたけれど、この垂炭鉦については古田知事を外しては物事を考えられないと、奇跡を起こしてくれた一番中心人物だというふうに私は思っておりますので、御嵩町にとっては大変ありがたい結果を出していただけたというふうに思っております。

そういう意味では油断をしないように、いずれも予算獲得についてもそうですし、コロナ感染についてもそうですけれど、油断をしないように、また今後歩んでいきたいと思っておりますので、皆さんはぜひ第1号にならないように気をつけていただいて、御嵩町の方々には本当にしっかりとやっていくというふうに見えておりますので、私自身も気をつけてまいりま

すので、とはいえ、もし感染しても、恐れることは必要だとは思いますが恥じることはないとしますので、ぜひそうした中で自分なりに納得のできる生活をしていただきたいと思いますというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

3月定例会も間近に迫っておりますので、これは来年、令和3年度の全てを決めていく議会となりますので、皆さんには健康で出席していただきたいと思っております。お願いしまして、私のお礼の言葉とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。御苦労さまでした。

閉会の宣告

議長（高山由行君）

これをもちまして、令和3年御嵩町議会第1回臨時会を閉会します。御苦労さまでございました。

午前10時13分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 奥 村 悟

署 名 議 員 安 藤 信 治